

四日市市告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成27年7月7日

四日市市長 田 中 俊 行

1 工事完了年月日

平成27年7月3日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市ときわ五丁目474番3ほか5筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市東日野町393番地
さくら建設土地株式会社
代表取締役 橋本 俊彦

(都市整備部開発審査課)